

2022年度（令和4年度）の税制改正提言

2021年5月
公益社団法人リース事業協会

1. 現行リース税制の改正反対【国税】

- 企業会計基準委員会において、すべてのリース（不動産の賃貸借等を含む。以下同じ。）について資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することが決定され、現在、公開草案の公表に向けた審議が進められている。
- 当協会としては、多くの上場企業等において、すべてのリースをオンバランスすることに強い懸念を抱いており、リース会計基準を変更する必要はないと考えているが、仮に、この会計基準が制定されることに伴い、現行リース税制（※）が改正されることになると、この会計基準が適用されない中小企業等の税務に多大な影響を及ぼすことに加え、リースの利便性が著しく損なわれることにより、企業の設備投資が停滞し、我が国経済に負の影響を与えることが強く懸念されるため、現行リース税制の改正に反対する。

（※）リース取引について、所有権移転外リース取引の規定を設け、借手側のリース期間定額法による減価償却、中小企業等が賃貸借処理した場合に、支払リース料を「みなし償却費」として損金算入を認めている。

2. 設備投資減税の延長【国税】

- 適用期限（2022年3月31日まで）を迎える設備投資減税制度について、地域経済を活性化するために必要な制度であり、適用期限を延長すること。
 - 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除
 - 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除
 - 地方拠点強化税制
 - 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度

3. 5G設備投資に係る税制上の措置の延長・拡充【国税・地方税】

- ①5G設備投資の固定資産税特例措置（地方税）について、適用期限（2022年3月31日）を延長するとともに、「電波法の免許人」かつ「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者」の指定する認定特定高度情報通信技術活用設備を当該事業者に貸し付ける事業者（リース会社等）が新たに取得した場合、当該貸付事業者も固定資産税特例措置の適用を受けることができるようにすること。
- ②5G投資促進税制（国税）について、適用期限（2022年3月31日）を延長するとともに、賃貸借取引（オペレーティング・リース取引）により対象設備を導入した場合に、使用者又は賃貸事業者が税額控除の適用を受けることができるようにすること。

4. 日本・アイルランド租税条約の改正【国税】

【所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約】

- 1974年に締結された日本・アイルランド租税条約の「使用料」の定義を最新のOECDモデル租税条約（2017年）に合わせること。

5. 国内線に就航する航空機に係る固定資産税課税標準特例措置の適用期限延長【地方税】

- 本制度の適用期限（2022年3月31日まで）を延長すること。

6. 新たに創設される設備投資減税へのリース適用【国税・地方税】

- 新たに創設される設備投資減税（国税・地方税）について、リース取引により導入する設備を対象とすること。

以上